

企画検討委員会規程

- 第1条 企画検討委員会は、大会の企画に関する中期計画を立てるとともに、春季大会、秋季大会の企画や運営を調整する。
- 第2条 企画検討委員会は、代表幹事、春季大会企画委員長、秋季大会企画委員長、学会誌編集委員長、国際交流委員長により構成される。
- 第3条 委員長は代表幹事が務める。
- 第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集することができる。
- 第5条 委員会は、春季大会、秋季大会の企画、運営について調整を行う。
- 第6条 委員会は、次年度から3年間の大会の企画案である大会企画中期計画案を作成する。
- 第7条 委員長は、幹事会に大会企画中期計画を提出する。
- 附 則 本規程は2006年6月3日から施行する。
- 制 定 2004年5月22日
- 一部改正 2006年6月3日（委員に学会誌編集委員長、国際交流委員長を追加）